

第1回先進医療専門家会議議事次第

日時 平成17年5月9日(月)15時00分～17時00分

会場 厚生労働省17階 専用第18, 19, 20会議室

議 題

1. 厚生労働大臣挨拶
2. 構成員の紹介及び座長の選出
3. 先進医療専門家会議の運営等について
4. これまでの経緯について
5. 検討課題について
6. その他

「先進医療専門家会議」開催要綱

1 目的

厚生労働大臣と内閣府特命担当大臣（規制改革、産業再生機構）、行政改革担当、構造改革特区・地域再生担当との間の「いわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意」（平成16年12月15日）に基づき、先進医療への対応として、厚生労働大臣が、保険医療機関から届出がなされてから原則最長でも3か月以内に、医療技術ごとに実施可能な保険医療機関の要件を設定するため、新規の医療技術について医療技術の科学的評価を行うことを目的とする。

2 検討項目

- 先進医療専門家会議は、保険医療機関から保険給付との併用の希望があった医療技術について、その有効性及び安全性が確保されていることのほか、必ずしも高度である必要はないが、一定程度の先進性があり、効率的であることや社会的に妥当であることなどを確認する。併せて、届出により実施可能とする保険医療機関の要件を設定する。
- 先進医療専門家会議は、保険給付との併用が認められた医療技術について、実施保険医療機関からの定期的な報告を踏まえ、普及性、有効性、効率性、安全性、技術的成熟度及び社会的妥当性の観点から、保険導入に係る技術的問題について検討を行う。

3 構成

- 先進医療専門家会議は、別紙のとおり、先進医療に係る専門的学識経験を有し、かつ、保険診療に精通した者により構成する。
- 先進医療専門家会議の構成員のうち1人を、座長として選出する。

4 運営

- 先進医療専門家会議は、概ね月 1 回定期的に開催し、必要に応じて随時開催する。
- 先進医療専門家会議は、対象となる患者が特定されるなど、個人情報保護の観点から特別な配慮が必要と認める場合等を除き、公開で行う。
- 先進医療専門家会議の庶務は、厚生労働省保険局医療課において処理する。

「先進医療専門家会議」構成員

氏名	役職	分野
赤川 安正	広島大学教授	歯科
飯島 正文	昭和大学教授	皮膚科
越智 隆弘	国立病院機構相模原病院長	整形外科
片山 容一	日本大学教授	脳神経外科
金子 剛	国立成育医療センター医長	形成外科
北村 惣一郎	国立循環器病センター総長	心臓血管外科
佐伯 守洋	国立成育医療センター病院長	小児科
笹子 充	国立がんセンター第一領域外来部長	消化器科
猿田 享男	慶應義塾常任理事	内科(内分泌)
竹中 洋	大阪医科大学附属病院長	耳鼻咽喉科
田中 憲一	新潟大学教授	産婦人科
田中 良明	日本大学教授	放射線科
谷川原 祐介	慶應義塾大学教授	薬学
辻 省次	東京大学教授	神経科
坪田 一男	慶應義塾大学教授	眼科
寺岡 暉	寺岡記念病院長	治験
永井 良三	東京大学附属病院長	循環器科
樋口 輝彦	国立精神・神経センター武蔵病院長	精神科
吉田 英機	昭和大学教授	泌尿器科
渡邊 清明	東京臨床検査医学センター長	臨床検査

1 先進医療専門家会議の座長について

- 座長は、構成員の中から互選により選出することとする。
- 座長は、先進医療専門家会議の事務を総理し、先進医療専門家会議を代表することとする。
- 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代行することとする。

2 先進医療専門家会議の議論の進め方について

- 先進医療専門家会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席をもって、会議を開くこととする。ただし、議事となる事項についてあらかじめ意見書を提出した構成員については、出席したものとみなすこととする。
- 議事については、座長を除く出席した構成員の過半数をもって取りまとめ、可否同数のときは、座長の取りまとめるところによることとする。
- 保険給付との併用を希望する医療技術について、実施可能な保険医療機関の要件の設定に係る届出を行っている保険医療機関に所属する構成員（以下「所属構成員」という。）は、以下の事項に係る検討に参加しないこととする。

ただし、座長（1によりその職務を代行する者を含む。以下同じ。）が所属構成員の発言を必要と認めた場合にあつては、当該所属構成員は、以下の事項に係る検討に参加することができることとする。なお、この場合にあつても、当該所属構成員は、取りまとめには参加しないこととする。

 - ・ 保険医療機関から保険給付との併用の希望があつた医療技術の有効性、安全性、先進性、効率性、社会的妥当性等
 - ・ 保険医療機関から保険給付との併用の希望があつた医療技術を届出により実施可能とする場合の、実施可能な保険医療機関の要件
- 構成員は、やむを得ない理由により出席できない場合にあつては、議事となる事項について、あらかじめ意見書を提出することができることとする。

3 先進医療専門家会議の公開について

- 先進医療専門家会議は公開とする。ただし、座長は、対象となる患者が特定されるなど、個人情報保護の観点から特別な配慮が必要と認める場合等にあつては、会議を非公開とすることができることとする。
- 先進医療専門家会議における議事は、会議の日時及び場所、出席した構成員の氏名並びに議事となった事項を含め、議事録に記載するものとする。
- 議事録は公開とすることとする。ただし、座長は、対象となる患者が特定されるなど、個人情報保護の観点から特別な配慮が必要と認める場合等にあつては、議事録の全部又は一部を非公開とすることができることとする。これにより議事録の全部又は一部を非公開とする場合にあつては、座長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

4 その他

- 上記のほか、先進医療専門家会議の運営に関し必要な事項は、座長が先進医療専門家会議に諮って定めることとする。